

資源ごみ等収集運搬業務委託仕様書

本仕様書は、葛城市（以下「甲」という。）が行う、資源ごみ等収集運搬業務について受託者（以下「乙」という。）が履行するために必要な事項を定めたものである。

第 1 章 総則

1. 業務目的

本業務は、葛城市内で生ずる資源ごみ等の収集運搬に際し、効率的かつ安全性を確保しつつ、ごみ収集等に関する関係法令・規則を遵守し、甲の定める一般廃棄物処理計画に従って誠実、完全に業務を履行することを目的とする。

なお、乙は甲からの受託業務であることを十分に認識し、親切・丁寧な対応を心がけ、市民に対し、不快となるような言動をとってはならない。

2. 履行場所 葛城市内全域

空カン、空ビン、不燃ごみ・・・（市内 4 コース）

粗大（大型）ごみ・・・（各個別に収集）

3. 委託期間 令和 9 年 2 月 1 日～令和 1 2 年 1 月 3 1 日

（地方自治法第 2 3 4 条の 3 に基づく長期継続契約）

第 2 章 収集運搬業務

1. 収集品目及び収集見込量

（1）空カン 年間見込量 約 100 t

（2）空ビン 年間見込量 約 180 t

（3）不燃ごみ 年間見込量 約 290 t

ア）陶器・せともの・ガラスコップ類

イ）なべ・フライパン等の金属類

ウ）プラスチック類

エ）小型家電類

オ）その他

ただし、P C リサイクル法に該当する品物及び甲が定める品目については回収対象外となる。

（4）粗大（大型）ごみ 年間見込量 約 270 t

ア）木製の家具類（タンス・食器棚・椅子・机・応接セット・本棚 他）

イ）寝具類（布団・マットレス・ベッド 他）

ウ）その他大型のもの（ステレオ・オルガン・健康器具 他）

ただし、家電リサイクル法・P C リサイクル法・二輪車リサイクルシステムに該当する品物及び甲が定める品目については回収対象外となる。

2. 収集日及び収集場所

（1）収集日については、甲が定める日程表（ごみカレンダー）のとおり収集を行い、未収集

がないようにすること。また、収集区域については、葛城市内全域とする。

(2) 曜日ごとに定められた地域・品目の収集を行い、祝日についても収集を行うこと。

ただし、甲の指示により変更する場合がある。

(3) 集積場所については、甲が定める集積場所のとおりとする。ただし、集積場所の変更（増設も含む）の必要が生じたときは、乙は甲の指示に従う。

・集積ヶ所数 葛城市内約1,200ヶ所

うち 新庄地区（約750ヶ所）

當麻地区（約450ヶ所）

(4) 粗大（大型）ごみの収集については、申込のあった市民の自宅（指定のある場合はその指定場所）の位置図及び品目表を乙に渡し、回収に伺うものとする。ただし、回収については、甲の指定する日に行うものとする。

・件数については、1日当たり最大160件

(5) 粗大（大型）ごみの収集についての位置図及び品目表については、収集日の2日前に甲から乙に渡し、その後、変更・追加などがあった時は、前日の夕方までに別途書類を渡すものとする。

3. 搬入及び計量

(1) 収集を行った資源ごみ等については、葛城市クリーンセンターへ搬入し計量すること。

(2) 排出を行う場合においても、同様に計量を行い排出するものとする。

4. 報告書等について

乙は、毎月末に収集を行った数量を甲に報告すること。

5. 収集運搬車輛

(1) 乙は、本業務を遂行するに足りる運搬車輛を用意すること。

(2) 本業務で使用する運搬車両については、保管場所があること。

(3) 本業務で使用する運搬車輛については積載量2tクラスで、大型ごみ等が落下しない深ボディダンプ車3台とする。

(4) 本業務で使用する運搬車両については、任意保険加入のこと。

※任意保険加入証明書の提出が必要。

(5) 収集運搬車両は、作業時に甲の委託車両であること及び収集作業中であることを容易に識別することが出来るよう側面及び車両の前後見える位置に表示しなければならない。

(6) 乙は、関係法令を遵守し、使用する収集運搬車両の整備点検を適正に行い、常に収集業務に支障の無いようにしておかなければならない。

6. 作業実施基準等

(1) 乙は、本業務の履行について、収集場所に出されているものを完全に収集し、かつ、収集場所の周囲の清潔保持に努めるとともに排出される市民に対しても親切丁寧に接しなければならない。

(2) 乙は、収集車で業務を実施するにあたり、人、車両等の通行を妨げないように心掛け、運搬中は収集物が飛散及び流出しない処置を講じ、安全運転を心掛けなければならない。

- (3) 天災等による非常の場合において、甲は業務に支障があると認められる場合については、甲乙双方で協議をし、対応するものとする。
- (4) 収集時間については、午前8時から行い、午後3時頃までには収集を終えるように計画を行うこと。(収集後でも、甲と協議し再収集の対応をするものとする。)

7. 連絡体制

- (1) 乙は、本件業務に従事する者をあらかじめ甲に届け出ること。また、変更等ある場合も速やかに届け出ること。
- (2) 乙は、責任者を届け出ること。なお、甲からの連絡を確実に受け、業務従事者に対し明確な指示ができる体制をとること。
- (3) 乙は、本業務の作業終了後や休日等において、甲からの緊急連絡や収集作業等に対応できる体制をとること。

8. その他

- (1) 本業務に従事する職員が通勤に使用する自動車の駐車場所が必要な場合「葛城市職員等が通勤に使用する自動車の駐車場所の使用許可等に関する要綱」を適用する。
- (2) 集積場の位置図については、業務を遂行する業者に後日、位置図を渡すものとする。
- (3) その他業務遂行上において疑義が生じた場合については、甲乙双方で誠意をもって協議するものとする。